

別記2 通学区域外又は県外からの出願（盲学校等）

- 1 一家転住などのやむを得ない理由により、通学区域外又は県外から本県の特別支援学校（桃花台学園を除く）を志願する者は、あらかじめ志願先特別支援学校長（以下「学校長」という。）の承認を受けなければならない。
- 2 通学区域外又は県外からの入学志願承認に当たって、「やむを得ない理由」のある者とは、次のいずれかに該当する者をいう。
 - (1) 本人及び保護者の住所が志願先特別支援学校の通学区域内にある者
 - (2) 保護者が転勤等のために志願先特別支援学校の通学区域内に居住することが事実となった者又は現に通学区域内に居住している者
 - (3) 通学区域内の児童福祉施設等に通学区域外又は県外から措置入所している者
 - (4) 通学区域内の児童福祉施設等に通学区域外又は県外から契約入所している者
 - (5) 隣接県に居住する者で、地形、交通等の関係上、本県の最寄りの特別支援学校へ志願することが妥当と認められる者
 - (6) その他特別な事情がある者
- 3 申請手続
 - (1) 2に該当する者の保護者（保護者が親権を有しながら所在不明の場合は、保護者に相当する者をいう。以下同じ。）は、通学区域外又は県外入学志願承認願（様式2）に住民票の写し（令和8年1月1日以降のもので、本人、保護者及び同居の家族に関するもの）1通を添えて、学校長に申請する。

なお、保護者の転勤又は転居によるときは、保護者の転勤（予定）証明書、新しい住所を証明する書類等を更に各1通添えるものとする。児童福祉施設等への入所によるときは、在所証明書等を更に各1通添えるものとする。
 - (2) 学校長は、申請書の内容を審査し、適当と認めるときは申請者に通学区域外又は県外入学志願承認書（様式3）により承認条項を明示し通知する。
- 4 申請期間

令和8年1月26日（月）、1月27日（火）、1月28日（水）の午前9時から午後4時まで及び1月29日（木）の午前9時から正午までとする。